

令和8年度 大仙市指定障害福祉サービス事業者等指導監査実施方針

1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき指定を受けた障害福祉サービス事業者等（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に対し、制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営を確保する観点に立ち、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービス等の提供並びに質の向上、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため体制整備を図ることに主眼を置いて指導を実施する。

また、監査については法令・基準条例等の違反、自立支援給付に係る費用等の不正請求又は不適切な福祉サービスの提供が明らかな場合には、障害者及び障害児福祉制度への信頼維持及び利用者保護の観点から、公正かつ適切な措置を講じることに主眼を置いて実施する。

2 指導の重点項目

（1）事業運営の適正化と透明性の確保

- ア 人員配置基準に定める従業者の資格及び員数を満たしているか。
- イ 有資格者により提供すべきサービスが、無資格者により提供されていないか。
- ウ 自立支援給付費等算定に関する告示を理解し、基本報酬及び加算・減算等の基準に沿って自立支援給付費等が請求されているか。
- エ 会計基準等に則った適切な経理処理がなされ、その上で計算書類が作成されているか。
- オ 業務継続計画（感染症、非常災害）の策定並びに必要な研修、訓練及び計画の見直しを行っているか。
- カ 感染症の予防及びまん延の防止のため、委員会の開催、研修及び訓練を必要な回数実施するとともに、指針を整備する等必要な措置を講じているか。

（2）利用者保護とサービスの質の確保

- ア 個別支援計画等が利用者の個々の状況に則して作成・記録されるとともに、見直しが図られ、適切な支援が行われているか。
- イ 利用者に対し、虐待行為や身体拘束等を行っていないか。また、利用者の人権の擁護、虐待防止及び身体拘束等の適正化のため、担当者の設置や委員会の開催等必要な体制等の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の必要な措置を講じているか。
- ウ 非常災害時の対応についての具体的な防災計画を立てているか。また、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。
- エ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切に対応できる体制がとら

れているか。

オ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報
の利用を含む。）が適切に行われているか。

3 監査の重点項目

- (1) サービス内容に不正又は著しい不当がないか。
- (2) 自立支援給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当がないか。
- (3) 不正な手段により指定を受けていないか。
- (4) 人員基準違反等の重大な基準違反はないか。
- (5) 帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- (6) 業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。
- (7) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）に定める虐待に該当する疑いのある、必要以上の身体的拘束や人権侵害が行われていないか。

4 指導の実施形態等

(1) 集団指導

ア 対象事業所

(ア) 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所、指定特定相談支援事業所

(イ) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業所

イ 実施方法

必要な指導の内容に応じて、一定の場所に指定障害福祉サービス事業者等を集め、講習等の方式又はオンライン等の活用による動画配信等の方法により実施する。

(2) 運営指導

ア 対象事業所

上記 4 (1) アの事業所のうち、次の選定基準に基づき選定した事業所

(ア) 前年度に事業を開始した事業所

(イ) 前回の運営指導より 3 年を経過する事業所

(ウ) 過去の指摘事項改善状況確認が必要な事業所

(エ) その他運営指導を行うことが適当と認められる事業所

イ 実施方法

原則として、事業所ごとに日程を策定し、事業所の実地等において、設備の確認や関係書類の閲覧、関係者からの聴き取りを行う。また、必要に応じ、事業所等の関係者等と呼び出し、執務室等において実施する。

ウ 指導体制

運営指導は、健康福祉部社会福祉課（以下「社会福祉課」という。）の主査以

上の職にある者を長とした２名以上の指導班を編成して行う。

エ 実施通知

原則として実施予定日の１か月前までに通知する。ただし、緊急を要する場合には通知期間を短縮することができる（当日通知を含む）。

オ 事前提出資料の提出

実施通知を受けた事業所は、事前調書等の指定された書類を、実施予定日の２週間前までに社会福祉課へ電子メールで提出する。

カ 結果の講評

運営指導の結果については、必要に応じて関係者等に対し講評を行う。

キ 指導結果の通知及び改善報告

運営指導実施後は、指摘事項の有無にかかわらず、実施日から１か月以内に、対象事業所の代表者宛てに文書で結果を通知する。また、運営指導において改善を要すると認められた事項については文書指摘として書面で通知し、指定する期限までに改善報告書及び関係する書類を社会福祉課に提出する。

（３）監査

ア 監査の実施

監査は、指定障害福祉サービス事業者等が次のいずれかに該当する場合、随時実施する。

（ア）利用者に対する虐待が行われたと疑われるとき

（イ）基準等の重大な違反があると疑われるとき

（ウ）運営指導等を行っても改善が見られないとき

（エ）正当な理由がなく指導を拒否したとき

（オ）その他、自立支援給付対象サービスの内容や自立支援給付に係る費用の請求に不正又は著しい不当があったと疑われるとき

イ 監査体制

監査は、運営指導を行った指導班を中心に、社会福祉課の主査以上の職にある者を長とした２名以上の監査班を編成して行う。

ウ その他実施方法等

その他実施方法等については、障害者総合支援法並びに児童福祉法の定めに従う。

５ 関係機関との連携等

（１）指導監査の実施に際しては、必要に応じて関係行政協力機関の協力を求める。

（２）運営指導の結果の通知及び改善状況報告書の内容については、必要に応じて当該指定障害福祉サービス事業者等の事業活動区域に所在する市町村に対して情報の提供を行う。